No.19 傍聴席での飲水について

【提案趣旨】

議員は、議場や委員会室で飲水することができるが、傍聴者の飲水は規則により禁止されているため、傍聴者も飲水できるように見直してはどうか。

【関連規定】

傍聴規則第13条

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

委員会傍聴規則第7条

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 銃器その他危険なものを持ち込まないこと。
- (2) ビラ、掲示板、旗の類を持ち込まないこと。
- (3) 楽器、ラジオその他音声を発する機器類を持ち込まないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (6) 所定の傍聴席で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表しないこと。
- (9) 大声を出して騒ぎ立てないこと。
- (ii) 前各号に掲げるもののほか、委員会室又は本会議場の秩序を乱し、若しくは議事の妨害となるものの持込その他の行為をしないこと。